

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成10年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「協定」という。）に加入し、その後、協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）を段階的に採用しているところです。

速度計に関する基準は、平成12年に協定規則第39号を採用し、基準の調和を実施したところです。その基準は平成19年1月以降に製作された自動車に適用され、型式指定自動車等（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第1節の基準）に加え、同告示第2節（並行輸入自動車等の基準）、同告示3節（使用過程の基準）にも同様の基準が適用されます。

しかしながら、協定規則第39号は型式指定自動車等の認証を取得することを対象としており、①第2節、第3節は生産管理の規定がないため、同一サイズのタイヤの製作誤差を考慮する必要があること、②協定規則第39号における速度計試験機の精度と自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）で定める速度計試験機の精度が異なることが判明したため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2節、第3節の速度計の指示誤差に係る基準について所要の改正を行うものです。

2. 改正概要

細目告示第148条及び第226条についての改正内容は次のとおりです。

・平成19年1月1日以降に製作された自動車にあっては、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは道路運送車両の保安基準に適合しないものとする。

①二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 1.1 \leq V_2 \leq (100/94) V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

②二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては、次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 1.1 \leq V_2 \leq (100/94) V_1$$

この場合において、

V_1 は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

V_2 は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

3. スケジュール

公布：平成19年2月中旬（予定）

施行：公布日とする。